

湖西市農業委員会議事録（7月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 7 月 15 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	7 月 15 日(金) 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	7 月 15 日(金) 午後 3 時 00 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	3 番	鈴木 真聡				12 番	柴田 克芳			
職務のため出席 した者の職氏名	局 長	工藤 崇裕				次 長	吉田 善行			
	副主任	朝倉 麻貴								
会議に付した事件	1	開 会								
	2	会長あいさつ								
	3	議 題								
		議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について								
		議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について								
		議案第 29 号 湖西市農業振興地域整備計画の変更について								
	4	報告事項								
		報告第 16 号 農地法第 3 条届出受理について								
		報告第 17 号 農地法第 4 条届出受理について								
		報告第 18 号 農地法第 5 条届出受理について								
	5	その他								
	6	閉 会								
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和4年7月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。7月1日に産業振興課のほうに着任しました工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日は全員出席でございますので、出席者が過半数を達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 みなさんこんにちは。お忙しい中来ていただいてありがとうございます。皆さんお揃いですので、ただいまから湖西市農業委員会7月定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

局 長 ありがとうございます。
ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号3番の鈴木真聡委員と12番の柴田克芳委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。

申請番号13番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号13番及び

図面の No. 1 です。申請者は土木建築業を営んでおり、今回、既存の資材置場を拡張するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] から北東に [REDACTED] のところに位置し、10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の許可の例外規定である既存敷地の 2 分の 1 を超えない拡張に該当する転用事業であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。許可後は碎石敷きにし、雨水は既存道路の側溝へ排出させる計画であることから周囲への影響は軽微であると判断しました。また、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。正田委員、補足説明をお願いします。

正田委員

この案件は、[REDACTED] さんが親戚の [REDACTED] さんから土地を購入して、この申請地の 2 枚北側が 2 年くらい前に取得して資材置き場を持っています。申請地ですが、南と西側が道路、東側が資材置き場、北側が畑ですけど [REDACTED] さん本人の土地なので問題ないかと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 14 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ番号 14 番、図面の No. 2 です。申請者は土木建設業、不動産業を営んでいるもので、この度、資材置場を建設するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] から南西へ [REDACTED] のところに位置する農地です。宅地や山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。許可後は碎石敷きにし、雨水は自然浸透させる計画であることから周囲への影響は軽微であると判断しました。申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

先日、佐原推進委員と現地を確認してまいりました。[REDACTED] の横になります。畑と水たまりみたいな池みたいな不思議なところですよ。雨水は地下浸透で問題ないかと思いますし、東側の道路に面したところは分譲が始まっておりまして、4 軒ほど建ちだしています。その一本入った奥側にあると思います。特に問題が

あると思いませんので許可が適当かと思えます。

事務局

申請番号 15 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 15 番及び図面の No. 3 です。今回分家住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] のすぐ東側に位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、住宅 1 棟 62.11 m² を建築することとなっており、全体の敷地の内、有効面積に対して建蔽率 22% 以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、合併浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。山本委員、補足説明をお願いします。

山本委員

先日現地確認してまいりました。[REDACTED] のすぐ近くということで、周りは既に住宅が建ちはじめていて、その中の畑の一部を [REDACTED] さんの分家ということで、周りにも何ら問題ないと思いますので許可相当と思います。

事務局

以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 27 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 28 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 4 ページをご覧ください。

公告予定が7月20日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計1筆、908㎡の新規であります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が1筆あります。県の農業振興公社が1005㎡の農地を1名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、 にお住まいの さんに分配を予定するものです。

以上で、利用集積計画についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第28号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第29号湖西市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第29号湖西市農業振興地域整備計画の変更についてですが、農振法担当の中村から説明をさせていただきます。議案書7ページをご覧ください。

農振法担当

それでは、議案第29号湖西市農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。

5月中旬に「湖西市ウェブサイト」や「市役所だより」等により農振除外の申出を募り、農振法の適格性の確認や都市計画法、農地法等の他法令の許可の見込を勘案した結果、6月15日の〆切時点で1件の申出による除外案件について、審査手続きを開始することとなりました。

農業委員会以外にも、法律で定められております、湖西用水土地改良区及び農協につきましても意見聴取を行い、静岡県との協議など、これから先の手続きを進める上での可否の判断材料の1つとしていきたいと考えていますので、皆様の

忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

それでは、本案件の説明をさせていただきます。

別添補足資料に事業概要、案内図、計画図、現地写真が添付されておりますので、併せてご覧ください。

今回の申出地は[REDACTED]です。登記地目は畑、面積は 271 m²です。

当該地は昭和 46 年から 47 年にかけて新居町時代に行われた非補助の圃場整備事業[REDACTED]地区の施工区域内にある土地です。

申出者は、[REDACTED]に居住の[REDACTED]さんです。

除外申出地の土地所有者は、[REDACTED]に居住の[REDACTED]さんです。

目的は事業用の駐車場兼資材置場となります。

申出者は現在、自宅を事務所として塗装業を営んでいるのですが、自宅周りが狭く自宅周辺には資材が溢れており、駐車場については近隣の土地所有者から借りているといった状況です。この度、土地所有者から駐車場として利用していた土地の返却を求められたため、急遽駐車場用地を探すことになりました。借地では永続的に駐車場利用ができない恐れがあるため、申出者は土地の購入を検討しています。また、申出者の自宅には駐車場がなく来客時には路上駐車で近隣住民に迷惑を掛けていることもあり、駐車場用地の取得を強く希望しています。

申出者は土地の購入を検討するに当たり、自宅周りに溢れている塗装資材についてもゆとりをもって置けるようにしたいと考えているため、駐車場兼資材置場として土地を探していました。車両や資材の防犯上の理由から、自宅から徒歩 1 分以内の距離という条件で購入できる土地を探していたところ申出地が条件に適しており、申出地の土地所有者に相談を持ちかけたところ土地所有者から了承が得られたとのことでした。

以上の経緯から今回の申出に至った。ということです。

市の意見といたしまして、農振法第 13 条第 2 項各号に規定する、農振除外に必要な 5 要件を全て満たすため、除外はやむを得ないと判断いたしました。以下、

各号の判断について説明します。

まず、第1号要件について、申出者は自己所有地を保有しておらず、また、申出地周辺の土地についても検討表が添付されておりますが、現在、農用地として農業に使用している土地や白地第1種農地、接道の無い土地、農地を分断する土地等であり計画地以外の土地をもって代替できる土地はなく、事業計画も不要不急の目的で行うものではないと判断いたしました。

また、申請地は上・下水道が2種類埋設されている道路の沿道にあり、且つ申請地から500m以内に[REDACTED]、[REDACTED]の2つの公共施設があるため、農振除外後の農地区分の見込みは白地第3種に相当する農地であり、農地法・都市計画法・建築基準法等の関係法令についても許可見込みがあり、配置計画についても適正な規模であると判断いたしました。

続いて、第2号要件について、申出地は、北側・西側が道路に隣接する集団的農用地の辺縁部にあり、また東側・南側の隣接する農地よりも1段高い立地にあることから農用地の集団性及び農作業の効率化、その他農作業上の効率的な利用に支障はないと考えます。

続いて、第3号要件について、申出地及び周辺土地は認定農業者等の担い手が耕作している土地ではなく、農用地の利用集積への支障はないと判断いたしました。

続いて、第4号要件について、当該地には土地改良事業で整備した農業用の用排水施設はないため、

施設への支障はないと判断いたしました。

最後に、第5号要件について、当該土地の圃場整備事業については、昭和47年に完了しており、事業完了から8年以上が経過しているため、本要件についても問題なしと判断いたしました。

以上、農振法第13条第2項に規定する5要件を全て満たしていると考えられます。

また、地元農業委員の方にも現地を確認していただいておりますので、ご意見をいただきたい思います。それでは疋田晃久委員お願いします。

疋田委員

はい。今回の申請地について、6月24日に現地確認を行いました。現地は、空

き地となっており、周辺の農地より1段高くなっていることから、駐車場兼資材置場として利用されたとしても、周辺の農用地への影響はないかと思いたすので、問題ないかと考えます。以上です。

事務局 以上で、農業振興地域整備計画の変更ついでの説明を終わります。

議長(会長) この案件について何かご意見、質問がございますか。

高須委員 ちょっといいですか。

塗料の資材置場ということなんですけども、シンナーとか原液とかいっぱい置かれるんですよね。数年後に下の畑の人に問題があるとかそういうのは心配しなくていいのですか。屋根とか囲いとか作れるかな。雨ざらしだったらシンナーとか溶けてきますよね。

鈴木委員 図面見ると、屋根あるように見えませんよね。

高須委員 数年後に畑の人から苦情がくるのは心配しなくてもいいんですかね。

正田委員 この斜め前が[]さんの自宅なんですけども、ものすごく[]になっていて、ペンキやらなんやらで、そっちの方がみんな嫌がってるので、周辺住民としてはこちらの方が綺麗になるのかなと思っています。

事務局 高須委員が懸念されたことは先方にお伝えします。

高須委員 塗料っていうのはシンナーとか劇薬で、原液で溶かして使った後でも置いて雨ざらしだったらこぼれる。それを早く処理しないと、大雨濁流したら絶対下の方に流れて、下の作物の人みんな枯れてしまう。排水路と水だけ気を付けてくださいねということと、缶を重ねたら早めに処分してくださいねということをおかないと大変だよね。

菅沼委員 今の話で、盗難とか考えると、露天に置いていいのですか。

事 務 局 製品はたぶん置かないと思うので、高須委員がおっしゃった空になったまだ塗料が残っているようなものを置かれると流れ出てしまうという懸念だと思いますので、そこはこちらから十分注意するように伝えておきます。

高須委員 お願いします。

事 務 局 はい。ありがとうございます。

議長(会長) それでは、他に意見もないようですので、採決を取らせていただきたいと思います。

議案第 29 号に賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 29 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします

事 務 局 議案書 9 ページをご覧ください。

報告事項第 16 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 4 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。

報告事項第 17 号について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13、14 ページをご覧ください。

報告事項第 18 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 8 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

続きましてその他「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書（その他）と書かれた資料をご覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。その一環として、農業委員会が農地集積等の目標及び活動の成果を点検・評価して公表する取組を行ってきたところです。今般、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知により、目標の設定や最適化活動の記録及び点検・評価に関する新たな考え方が示されました。

従来の取組との主な違いは、各農業委員会独自の目標ではなく、局長課長通知、いわゆる農水省ガイドラインを踏まえた目標設定を行うよう示されているところです。

今回は、農水省ガイドラインに基づいて作成した令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明します。

資料2ページをご覧ください。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、農業経営基盤強化促進法の第5条第2項第4号に基づく静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の集積率と目標年度を記載することとされています。基本方針で定められている令和12年度の集積率80%を目標とするにあたり、平均値を算出し、毎年度77haずつ集積する目標を設定しました。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「ア 既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和4年度から令和8年度までの5年間で緑区分の

遊休農地を解消する目標を設定することとされています。ただし、この設定に当たっては、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとされています。令和4年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積は、令和3年度の約5分の1である5haを設定しました。

「b 黄区分の遊休農地の解消」については、県、市町及び農地バンクと協議して遊休農地の解消のための工程表を作成することを目標として設定することとされています。「農地中間管理事業による担い手への集積・集約を図る中で、補助金の活用、基盤整備等により解消を図る」ということを策定方針として設定しました。

「イ新規発生遊休農地の解消」については、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定することとされています。よって、前年度に新規発生した5haを目標として設定しました。

続きまして、3ページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」については、農業委員会は、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定または移転が行われた農地の面積の平均の1割以上となることを目標として設定することとされています。よって、平均の約1割以上となる2.5haを目標として設定しました。

「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、農業委員会は、推進委員等の活動量が成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとされていますが、毎月8回から10回程度が活動の目安とされています。よって、目安に準じて8回を目標として設定しました。この活動日数については、1回の活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合に、活動日として実績に計上することができます。集計に使用する活動記録簿については、後程説明させて

いただきます。

「(2) 活動強化月間の設定目標」については、毎年度、活動強化月間として 3 月以上を設定することを目標として設定することとされています。3 月以上の設定のため、毎年度、利用状況調査を行っている 8 月から 9 月に加えて、10 月においても農地パトロール等により遊休農地の解消に向けた取組を行うことを目標として設定しました。また、随時期の取組として、利用権や農地中間管理事業の満期更新の意向を把握し、更新を機に農地の集約化を推進することについても目標として設定しました。

「(3) 新規参入相談会への参加回数」については、農業委員会は、県、市町等が実施する新規参入相談会に推進委員等が 1 名以上参加することを目標として設定することとされています。これまでも随時行うこととなっていた、合同就農相談会について目標として設定しました。

今回、目標の設定や最適化活動の記録及び点検・評価に関する新たな考え方が示されたことにより、過去の指針等と比較し、高い目標となっておりますが、できるだけ目標に向かって取り組んでいきたいと思います。なお、基本的に目標値は、通知等で示されている最低ラインに近い数値で算出をしています。

事務局からの説明は以上です。

議長(会長) 事務局から目標案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

内山会長 厳しくなってきたということですね。

事務局 補足させていただきますと、令和 7 年から法がまた変わりました、農地を誰がどう使っているかを農業委員として計画図を作りなさいというかたちになりました。その前段として、昨年度から耕作放棄地調査をスピーディーに等、だんだん農業委員さんをお願いする、地域の農業を担っていただく農業委員さんの役割がだんだん大きくなっていきます。事務局も今の体制では厳しいものですからもう少し手厚く皆様と一緒にできるように体制を整えたいと思っておりますけども。皆様も十分やっつけていただいていると思いますが、またより比重が重くなって

しまう可能性がございますので、こちらとしては無理のない範囲で今までより少し地域の農業のことを思って活動いただければと思います。またご協力をお願いできればと思います。この今見ていただいた議案書も、今までやってきた集計した内容を鑑みてこちらの方で作らせていただいたので、現実的に少し難しいと感じられるところもあろうかと思いますが、実際にはこのくらいやらないと湖西市の農業は危ないよということの意味も含めてと思いますので、近づけるように一緒に頑張っていければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

山本委員

例えば、こういうことやったらこういう補助金が出るよという情報で、荒れている農地を農地に戻していくということならわかるけど、そういう情報もほしいかなと思いますね。何もないのにこれを作ってくださいと言われたらいなくなっちゃうと思いますけどね。作っている人たちが年とってっているのに人の土地をさわってられるかというところが正直なところありますので、こういうことやったらこういう補助金が出ますよとか、目標は目標でいいですけど、飽がないと動かないと思うんですけど。

事務局

認定農業者に限りますが、次年度の補助金の活動予定みたいなものを毎年度調査させていただいておりますので、計画があればまたその時に。

再基盤整備というのか、運動公園前の吉美地区で県と湖西用水と市のほうで計画をしているのですが、担い手がその地区で20年やる担保があれば県の方も農業に対して見通しができるんですけども、整備したから誰かやってくれるかというのは、県の方も補助を通すのが難しいものですから、そういうものも含めていろんな声を拾っていただいて、ご相談いただければと思います。

議長(会長)

(意見・質問等がないか確認)

(他に)意見等もないようですので、目標案どおり進めていくことに決定いたします。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願い

します。

次回の定例会は、8月17日（水）、午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会7月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後3時00分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 鈴 木 真 聡

委 員 柴 田 克 芳